

特別会計の見直しについて

基本的考え方と具体的方策

平成 1 5 年 1 1 月 2 6 日

財 政 制 度 等 審 議 会

特別会計の見直しについて

— 基本的考え方と具体的方策 —

平成15年11月26日

財務大臣 谷垣 禎一 殿

財政制度等審議会会長

貝塚 啓明

財政制度等審議会 財政制度分科会 歳出合理化部会は、特別会計の見直しについて、ここに報告を取りまとめた。

政府においては、本報告の趣旨に沿い、特別会計の見直しに向けた積極的な取組みを進めるよう強く希望する。

「特別会計の見直しについて - 基本的考え方と具体的方策 - 」(概要)

(財政制度等審議会報告)

特別会計においては不要不急の事業が行われているのではないかなど様々な指摘を踏まえ、総ざらい的な検討を実施し、基本的考え方を整理。

全ての特別会計を対象として、50項目を上回る具体的方策を提言。(別紙(概要)53項目)

特別会計に関する説明責任(アカウンタビリティ)の強化を図る必要。

16年度予算において実行に着手するとともに、今後とも、見直しの基本的考え方を踏まえ、必要な方策の具体化に不断の努力を行っていくことが必要。

財政制度等審議会において、国民的視点に立ったガバナンスを強化する観点から、着実かつ確なフォローアップを実施。

事務事業等の見直し

国全体としての歳出の効率化・合理化を図る観点から、固有の財源の有無に関わらず、事務事業の廃止を含めた見直しや事業コストの縮減等を行う。

【具体例】

- ・雇用保険3事業の縮減・合理化(勤労者福祉施設の早期廃止、その他施設の新規建設の抑制・運営効率化等) (労働保険特別会計)
- ・福祉施設の独立採算の徹底、赤字施設の廃止等 (厚生保険、国民年金特別会計)
- ・米の生産調整関連事業の一般会計での直接措置化・繰入れの縮減 (食糧管理特別会計)
- ・土地の先行取得事業に対する貸付けの限定・縮減 (都市開発資金通特別会計)
- ・ソーラーパネル導入促進事業の縮減・廃止 (石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計)
- ・輸入麦の買入れに係る管理費の削減 (食糧管理特別会計)
- ・医療機器整備に係るコストの縮減 (国立病院特別会計)

歳入・歳出を通じた構造の見直し

歳出面での合理化に併せ、歳入面での見直しも行い、歳入・歳出を通じた構造の見直しを行う。

【具体例】

- ・不用、剰余金の削減、一般会計からの繰入れの減額 (石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計)
- ・不用、剰余金の削減に向けた歳出の合理化 (電源開発促進対策特別会計)
- ・不用、剰余金の徹底した見直しと活用 (農業経営基盤強化措置特別会計)
- ・名古屋、羽田空港跡地の早期かつ適正な処分 (空港整備特別会計)
- ・空港ターミナルビル会社等の土地・建物等使用料の適正な水準への改定 (空港整備特別会計)

特別会計として区分経理を行う必要性の点検

特別会計の事業内容の不断の見直しを進めて行く過程において、特別会計の事務事業を廃止すべきもの、その運営主体を見直すべきもの、については、特別会計として区分経理すること自体を見直す。

【具体例】

- ・コンピューター化事業の完了(19年度末見込み)を機に、諸情勢を勘案しつつ、廃止を含めあり方を検討 (登記特別会計)
- ・治山勘定について、森林整備事業との事業計画統合の進捗状況を踏まえ、そのあり方を検討(国有林野事業特別会計)
- ・両特別会計のあり方と区分の必要性について検討 (石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計及び電源開発促進対策特別会計)
- ・国として保険事業を行う必要性について検討 (地震再保険、森林保険、船員保険特別会計)

説明責任(アカウンタビリティ)の強化

財政全体としての総覧性を確保し、国民的視点に立ってガバナンスを強化する観点から、一般会計に偏ることなく特別会計についても国民に対する分かり易い説明を工夫するなど、説明責任(アカウンタビリティ)の強化を図る。

【具体例】

- ・国全体の財政状況、特別会計の歳出についての分かり易い説明
- ・一般会計、特別会計等を通じた省庁別財務書類の作成
- ・企業会計的手法を活用した「新たな特別会計財務書類」の充実

フォローアップの実施

財政制度等審議会において、国民的視点に立ったガバナンスを強化する観点から、着実かつ確なフォローアップを実施。

具体的方策（概要）

| 分 類 | 特別会計名 | 提 言 の ポ イ ン ト |
|-------------------|------------------|---|
| 企業特別会計 | 国有林野事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 10年度の抜本的改革に基づく民間委託の推進、組織・要員の合理化・縮減などに取り組み、財政の健全化を着実に実施 ・ 一般会計で行われている森林整備事業と治山事業の事業計画統合の進捗状況を踏まえ、治山勘定のあり方を見直し |
| 保険事業特別会計 | 地震再保険 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的に、民間保険会社の支払能力等の状況を勘案しながら、国による再保険制度を見直し |
| | 厚生保険 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉施設について、独立採算による運営原則を徹底し、赤字施設や収支改善見込みのない施設を廃止 |
| | 船員保険 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保養施設等について、経営改善状況等を踏まえつつ、整理・統合 ・ 被保険者数等の推移を踏まえ、今後、独立した保険事業としての必要性を検討 |
| | 国民年金 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉施設について、独立採算による運営原則を徹底し、赤字施設や収支改善見込みのない施設を廃止 ・ 国民年金法に基づく強制徴収の実施など直ちに厳格な収納対策を実施 |
| | 労働保険 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用・能力開発機構の勤労者福祉施設の早期廃止やその他施設の新規建設の抑制・運営効率化、事業者等に対する各種助成金のミスマッチ解消等への重点化、地域求職活動援助事業の事業スキームの見直し等により、雇用保険3事業全体を縮減・合理化 |
| | 農業共済再保険 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業災害補償の再保険業務について、機械化を図ること等により事務処理の合理化・効率化を更に進め、業務取扱経費を縮減 |
| | 森林保険 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国による現行方式が中長期的にも合理的・効率的であるかを検討 |
| | 漁船再保険及 漁業共済保険 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各漁船保険組合の自助努力による経営合理化・効率化を進めるため、漁船保険付加保険料率適正化事業費補助金を縮減・廃止 ・ 多額の繰越損失を計上している漁業共済事業について、国と連合会との責任分担割合の変更等の制度改革を踏まえた収支改善策を着実に実施 |
| 公共事業特別会計 | 国営土地改良事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費の都道府県負担分について、財政融資資金からの借入れにより立て替えてきたが、負担金の回収を適切に進め、借入金残高を縮減 |
| | 道路整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路整備の成果重視への転換を促進し、予算費目についても、従来の道路種別に基づく構成から成果を重視した構成へと転換 ・ 地方道補助事業について、道路ネットワークとして高い広域的効果を有するものや交通安全上緊急性の高い事業等に重点化 |
| | 治水 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川等修繕事業について、採択基準の引上げ等を行い、コストの縮減を図りつつ事業費を縮減 |
| | 港湾整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中枢・中核国際港湾等への事業の重点化を進めるとともに、地方港湾については、新たな政策的統合や分散投資の解消を通じコストを縮減 |
| | 空港整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大都市圏拠点空港の整備への重点化により、投資の選択と集中を推進するとともに、PFIを活用してコストを縮減 ・ 名古屋空港や羽田空港の跡地等について、当初の予定通り、地方公共団体等に対する早期かつ適正な売却に努め、借入を縮減 ・ 土地・建物等使用料について、ターミナルビル会社など空港内事業の高い収益性を反映した適正な水準に改定 |
| 行政的 事業 特別会計 | 登記 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先の事業について、独自事業により累積した積立金等を公益目的の事業に充当することなどを検討 ・ 登記事務のコンピューター化に係る委託事業の単価の適正化等を徹底 ・ 16年度からオンラインによる登記申請の運用が開始されることに伴い、手数料などにつき、受益者の適正な負担のあり方を検討 ・ コンピューター化事業の完了を機に(平成19年度末見込み)、諸情勢を勘案しつつ、特別会計の廃止も含め、特別会計のあり方等を検討 |
| | 特定国有財産整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 処分対象資産の早期処分や整備費の圧縮を行い、借入金残高を縮減 |
| | 国立病院 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機器整備について、一括契約の導入や共同利用の推進等により、コストを縮減 |

| 分類 | 特別会計名 | 提言のポイント |
|---------------|----------------------------|---|
| 行政的事業 特別会計 | 食糧管理 | <ul style="list-style-type: none"> 米の生産調整関連事業は、本特別会計の目的である「主要食糧の需給及び価格の安定を図る」側面が弱く、むしろ産地づくり対策を主眼とした事業であるため、一般会計において直接措置し、一般会計からの繰入れを縮減 輸入麦の買い入れについて、船舶の大型化、国内配船の合理化及び在庫に係るコスト削減による効率化を進め、管理費を削減 早急に収支の健全化を図るため、内麦振興業、外麦調達のあるり方等、麦政策の根本的な見直しを実施 |
| | 農業経営基盤 強化措置 | <ul style="list-style-type: none"> 自作農創設という制度発足時の積極的な意義が薄らいでいることを踏まえ、保有する国有農地を速やかに処分 多額の不用・剰余金の発生に対し、財政資金の有効な活用を図る観点から、徹底した見直しを実施 |
| | 特許 | <ul style="list-style-type: none"> IT化や外部委託等による業務の効率化に引き続き取り組むとともに、IT化の契約形態についても費用対効果を勘案の上、取扱いを検討し、歳出を効率化 |
| | 自動車損害賠償 保障事業 | <ul style="list-style-type: none"> 自動車事故対策センター療養施設について、看護体制の見直し等により運営コストを縮減 |
| | 自動車検査登録 | <ul style="list-style-type: none"> 自動車保有関係手続のワンストップサービス化を推進し、人件費等の業務取扱費を縮減 |
| 融資事業特別会計 | 産業投資 | <ul style="list-style-type: none"> NTT無利子貸付事業について、A・Cタイプに限定することに加えて、融資対象分野のスクラップを積極的に進め、一般会計からの繰入規模を大幅に縮減 個別プロジェクトに対する外部有識者による事業性評価の導入の成否等を見極めつつ、出資先及び出資額を厳しく精査 |
| | 都市開発資金融通 | <ul style="list-style-type: none"> 土地の先行取得事業に対する貸付けについて、取得対象を真に必要なものに限定し、特に財政融資資金からの借入れによる事業は、規模を極力縮減 |
| 資金運用特別会計 | 財政融資資金 | <ul style="list-style-type: none"> 財投改革の趣旨を踏まえ、財政投融資資金の対象分野・事業の重点化を進め、近年、財投計画に占める割合の増加してきている地方向け財政投融資を縮減 |
| その他特別会計 | 電源開発促進対策 | <ul style="list-style-type: none"> これまでの支出状況を精査し、電源立地の進捗状況等に見合った歳出計上に努め、不用、剰余金を削減 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計との区分について、今後のエネルギー政策のあり方全体の議論の中で、幅広く検討 |
| | 石油及びエネルギー 需給構造高度化 対策 | <ul style="list-style-type: none"> ソーラーパネル導入促進事業は終了することとし、終期等について早急に検討 多額の不用が発生している費目の予算計上額を抑制していく一方、歳入面において、一般会計からの繰入れの減額を進め、不用、剰余金を削減 電源開発促進対策特別会計との区分について、今後のエネルギー政策のあり方全体の議論の中で、幅広く検討 |

更に、全特別会計を対象に、以下の見直し等を提言。

| | 提言のポイント |
|---------------------|---|
| 事務費等のあり方の見直し | <ul style="list-style-type: none"> 事務事業の見直しを前提とした特別会計毎の事業内容等と整合的な人件費、事務費等のあり方を整理 人件費、事務費等の予算計上について、決算の状況や物価動向等を踏まえて適切に積算を行い、合理化・効率化を推進 |
| 特別会計の分かり易い説明 | <ul style="list-style-type: none"> 毎年度の予算の説明に際し、特別会計の姿についても十分に説明 一般会計、特別会計を通じた国全体の財政状況や特別会計の歳出の中身について、新たな資料を作成 企業会計的手法を活用し、全ての省庁を対象とする省庁別財務書類の作成に向けて、具体化の検討 歳入歳出の構造を明確に示すなど、特別会計毎の財務情報を充実 |
| 新たな特別会計財務書類 について | <ul style="list-style-type: none"> 業務別のセグメント毎に業務費用等の表示を検討 附属明細書等において、更に詳細な計数を開示する他、特別会計固有の事情等を解説することを検討 |
| フォローアップの実施 | <ul style="list-style-type: none"> 以上の項目のそれぞれについて、国民的視点に立った統制（ガバナンス）を強化する観点から、着実かつ的確なフォローアップを実施 |

目 次

| | |
|------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 1．特別会計見直しの基本的考え方 | |
| (1) 特別会計の現状 | 3 |
| (2) これまでの見直しの経緯 | 5 |
| (3) 特別会計の意義と問題点 | 6 |
| (4) 特別会計の見直しの基本的考え方 | 8 |
| 2．事務事業等の見直し | |
| (1) 事務事業の見直し | 9 |
| (2) コストの縮減、事業の重点化・効率化等 | 12 |
| (3) 事務費等のあり方を見直し | 14 |
| 3．歳入・歳出を通じた構造の見直し | |
| (1) 歳入・歳出構造の硬直性の排除 | 15 |
| (2) 特別会計の財務の健全性の確保 | 18 |
| 4．説明責任（アカウンタビリティ）の強化 | |
| (1) 特別会計の分かり易い説明 | 20 |
| (2) 新たな特別会計財務書類について | 20 |
| 5．特別会計として区分経理を行う必要性の点検 | |
| (1) 特別会計の設置 | 22 |
| (2) 既存の特別会計の取扱い | 22 |
| 結び | 24 |

特別会計の見直しについて

基本的考え方と具体的方策

はじめに

国の会計は、一般会計と、国が行う特定の事業や特定の資金を運用する等の目的で設けられている特別会計とから成っている。

特別会計については、従来より、個別の特別会計の改廃を含む様々な見直しが進められてきたところであるが、近年、我が国の厳しい財政事情の下、国全体としての一層の歳出の合理化・効率化が求められる中であって、固有の財源等をもって不要不急の事業が行われているのではないかとの指摘や、執行面の実態が分かりにくいといった批判がなされている。

このような状況を踏まえ、本年3月、財政制度等審議会財政制度分科会歳出合理化部会に特別会計小委員会が設置された。

特別会計小委員会は、特別会計の総ざらいつ的な見直しを行うことを目的として、本年4月の初会合以来、11回にわたる審議を行った。

この間、特別会計小委員会では、まず、特別会計の現状を把握するとともに、特別会計の各担当府省からのヒアリングを実施し、また、特別会計の事務事業を対象とした財務省の予算執行調査の結果について聴取等を行った。

これらを踏まえ、特別会計の現状を分析し、意義と問題点を整理した上で、

- ・事務事業等の見直し
- ・歳入、歳出を通じた構造の見直し
- ・説明責任（アカウントビリティー）の強化
- ・特別会計として区分経理する必要性の点検

の各項目にわたり、基本的な考え方を整理するとともに、更に、この基本的考え方に沿って、それぞれの項目毎に、具体的な見直し方策について、審議を行った。

本報告は、特別会計小委員会におけるこのような審議の結果をとりまとめたものである。

1. 特別会計見直しの基本的考え方

(1) 特別会計の現状

特別会計の設置根拠

財政法（第13条第2項）は、
）国が特定の事業を行う場合、
）特定の資金を保有してその運用を行う場合、
）その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合、
に限って特別会計の設置を認めている。【資料1】

特別会計の種類

現在、財政法の規定に基づき、32の特別会計が設置されている。各特別会計法に定められる各特別会計の目的や事業内容、歳入、歳出の構造等は極めて多岐にわたっており、財政法の区分に従って分類すれば、

- ）国が行う特定の事業を経理する特別会計 26
- ）特定の資金の管理・運用を経理する特別会計 2
- ）特定の収支を他と区分して経理する特別会計 4

で構成されている。更に、国が行う特定の事業の内容は、保険事業、公共事業、行政的事業、融資事業等、性格の異なる様々なものに及んでいる。【資料2】

特別会計の規模

32の特別会計の歳出総額は、15年度予算において、369.3兆円である。この特別会計の歳出総額と、一般会計の歳出総額81.8兆円を単純に合計すると、451.1兆円となる。

この中には、会計間の取引として重複計上されているもの等が多く含まれている。即ち、451.1兆円の中には

- ・一般会計から特別会計への繰入額 48.6兆円
- ・特別会計の会計間取引額 82.3兆円

- ・特別会計内の勘定間取引額 12.5兆円
- ・特別会計から一般会計への繰入額 0.4兆円
- ・国債整理基金借換債の債務償還費 75.0兆円

が含まれている（注）。

このような重複計上等を控除した国庫歳出の総額（純計額）は232.3兆円であり、このうち、特別会計の歳出総額（純計額）は199.2兆円である。【資料3、4】

（注）国の予算は、財政法（第2条）において、各会計の経理を明確にするという趣旨から、会計間の繰入れ等も各会計の収入、支出として整理することとされている。

【資料5】

前述の通り、32の特別会計それぞれの性格や目的は多種多様であり、その歳出の中にも、性格の異なる様々なものが含まれている。

特別会計の歳出総額（純計額）である199.2兆円を大まかに整理してみると、

- ・国債整理基金特別会計等の支払う債務償還費及び利払費等 85.4兆円
- ・交付税及び譲与税配付金特別会計から地方公共団体に支出される地方交付税・地方特例交付金等 19.9兆円
- ・財政融資資金特別会計から財政融資資金への繰入れ 30.0兆円
- ・年金給付費・健康保険給付費が大宗を占める厚生保険特別会計、国民年金特別会計の歳出額 45.0兆円
- ・その他事務・事業費等 18.9兆円（注）

となる。【資料6、7】

特別会計の見直しを進めるに当たっては、こうした特別会計毎の性格を十分に踏まえることが必要であり、一律に論ずることは適当ではない。

(注) この中には、16年度に国立大学法人等に移行する国立学校特別会計の歳出額(純計額)2.7兆円が含まれている。

(参考)

| | |
|----------------|-----------|
| 歳出総額 | 451.1兆円 |
| うち一般会計 | 81.8兆円 |
| 特別会計への繰入額 | 48.6兆円 |
| 純計額 | 33.2兆円 |
| うち特別会計 | 369.3兆円 |
| 特別会計の会計間取引額 | 82.3兆円 |
| 特別会計内の勘定間取引額 | 12.5兆円 |
| 一般会計への繰入額 | 0.4兆円 |
| 借換債の債務償還費 | 75.0兆円 |
| 純計額 | 199.2兆円 |
| 特別会計純計額内訳 | (199.2兆円) |
| 債務償還費・利払費等 | 85.4兆円 |
| 地方交付税・地方特例交付金等 | 19.9兆円 |
| 財政融資資金への繰入れ | 30.0兆円 |
| 年金給付費・健康保険給付費等 | 45.0兆円 |
| その他事務・事業費等 | 18.9兆円 |

(2) これまでの見直しの経緯

特別会計の新設の抑制等

昭和20年代以降、我が国の財政需要の拡大と行政の多様化等に伴い、特別会計の新設と改廃が行われ、その総数は増加し、昭和22年度末の25会計から、昭和42年度末には45会計となっている。他方、昭和40年代半ば以降、特別会計の設置は抑制的に行われており、その総数は減少している。特に、昭和50年代以降は、昭和59年度に特許特別会計が、昭和60年度に登記特別会計が、それぞれ設けられた

以外に新たな設置はなく、12会計の廃止が行われている。

近時においては、国の事業のあり方を巡る議論の中で特別会計の見直しが行われており、15年度においては、国の事業の独立行政法人化や公社化に伴い、造幣、印刷、郵政三事業の5つの特別会計が廃止され、また、16年度において、国立学校特別会計が廃止されるとともに、独立行政法人国立病院機構の発足に伴い国立病院特別会計が改組されることが決まっている。【資料8】

特別会計のディスクロージャーの充実

特別会計の財務内容を開示するものとして、従来より、幾つかの特別会計について、貸借対照表、損益計算書等が作成されてきたが、本年6月、財政制度等審議会財政制度分科会の法制・公会計部会において、企業会計の考え方及び手法を可能な限り活用し、全ての特別会計を対象とした「新たな特別会計財務書類の作成基準」がとりまとめられるなど、特別会計の財務内容に関するディスクロージャーの充実が進められている。【資料9】

(3) 特別会計の意義と問題点

特別会計の意義

国の予算は、毎会計年度における国の施策を網羅して通観できるよう、単一の会計（一般会計）で一体として経理することが、財政の健全性を確保する見地から、本来望ましい。

しかしながら、現在のように、国の活動が広範かつ複雑化してくると、単一の会計では却って国の各個の事業の成績計算、資金の運営実績等が不明確となり、適切な計算、整理ができない結果ともなりかねない。したがってこのような場合には、特別の会計を設け、一般会計と区分して経理することが必要となる。

即ち、特別会計を設ける意義としては、

）事業の内容や性格によっては、受益と負担の関係や事業毎の収支をより明確にすることができる、

- ）それにより、適正な受益者負担、事業収入の確保や歳出削減努力を促すことができる、
 - ）予算総則における弾力条項や特例的規定の設置等により、弾力的・効率的な運営が可能となる、
- という点が挙げられる。

特別会計の問題点

特別会計については、上記の点を除き、財政法上の扱いや国会審議における扱いにおいて一般会計との間に差異はないが、特別会計が多数設置されることは、予算全体の仕組みを複雑で分かりにくくし、財政の一覧性が阻害される面があるとともに、会計が分立することにより予算全体としての効率性が損なわれかねないという問題をはらんでいる。

更に、近時においては、特に、特別会計の歳出の中身や運営に関して、

- ）予算の論議が概して一般会計中心に行われ、特別会計について議論されることが少なく、歳出の効率化が図られていないのではないかと。特に、固有の財源等をもって不要不急の事業が自己増殖的に行われているのではないかと、
- ）本来、国の事業の緊要な課題について、適正な資源配分を行うべく特別会計が設けられてきたはずであるが、時代の変遷の中で、却って、硬直的かつ過大な資源配分を行うこととなっているのではないかと、
- ）恒常的な不用、繰越や多額の剰余金が放置されているものが見られるなど、特別会計においては歳入・歳出構造の合理化が図られておらず、財政資金全体の効率的な運用が図られていないのではないかと、
- ）一般会計からの繰入れや借入れの存在等により、事業収支における受益と負担の関係が不明確になっている面があり、適正な受益者の負担、事業収入の確保や歳出削減努力がおろそかになっているのではないかと、
- ）特別会計に対する国民的視点からのガバナンスが緩いのではないかと、また、特別会計が各省庁の既得権益の温床と化しているのではないかと、
- ）定員及びそれに伴う人件費や事務費等の計上のあり方が整理されておらず、執行の実態も分かりにくいのではないかと、

等、様々な角度から多くの批判も見られるところである。

(4) 特別会計の見直しの基本的考え方

以上のように、特別会計についてはこれまでも見直しが行われてきたが、社会経済情勢が変化する中で、上述のような批判がなされている状況にあることを踏まえれば、

）国全体としての財政規律を確保し、歳出の合理化・効率化を進める観点から、特別会計についても事務事業等の見直しを不断に進める、

）歳出面での合理化・効率化を前提として、歳入面における見直しも行い、歳入・歳出を通じた構造の見直しを進める、

）財政全体としての総覧性を確保し、国民的視点に立ってガバナンスを強化するとの観点を踏まえ、特別会計に関する分かり易い開示を進め、説明責任（アカウンタビリティ）の強化を図る、

ことが必要である。

また、このような見直しを行う過程で、特別会計として区分経理する必要性についても不断に点検を行うべきである。

なお、見直しに当たっては、

）単なる数や形式の議論に捉われることなく、国全体の歳出の効率化・合理化を進める上で真に意味のある見直しを行うべきである、

）特別会計の事業に関しては、別途、制度改正論議がなされているものを含め様々な指摘がある中で、各特別会計の設置目的等に照らし、適切な事務事業が健全かつ効率的に行われているかなどの点を検討の対象とすべきである、

）特別会計の経理対象が極めて多岐にわたる中で、特別会計毎の異なる性格を踏まえた見直しを行うべきである、ことに留意が必要である。

2. 事務事業等の見直し

(1) 事務事業の見直し

国全体としての財政規律を確保し、歳出の合理化・効率化を進める観点から、特別会計についても事務事業の不断の見直しを進める必要がある。その際、固有の財源の有無に関わらず、事業の性格に応じ、予算執行の状況や個々の事業内容に踏み込んだ厳しい見直しが必要である。

具体的な見直しに当たっては、次のような視点から、不断に見直しを行っていくことが必要である。特に、各特別会計の設置目的との関連性が希薄化している事業については、その廃止・縮減を進めるべきである。

<事業意義の低下> 内外の社会経済情勢の変化により、事業の対象が著しく減少又は変質する等により、事業の意義が低下していないか。

<事業目的の達成> 事業の本来の目的を概ね達成し、又は、近い将来、その目的を達成することが見込まれていないか。

<財源と事業との整合性> 負担金、手数料、保険料等を収入財源とし、その財源と事業との関係に合理性が失われていないか。

<他の会計の事業との重複> 一般会計又は他の特別会計における類似の事業により政策目的は達せられており、当該特別会計の事業は不要ではないか。

<主体の見直し(一般会計)> 一般会計からの繰入れを財源とする事業で、その性格上、むしろ一般会計において直接行うべきではないか。

<主体の見直し(独立行政法人化)> 事業の独立行政法人化を行った方が効率的ではないか。

<主体の見直し(民営化等)> 民間において類似の事業が現に行われ、又は民間と競合しており、事業の民営化又は全面的な民間委託を行った方が効率的ではないか。

【具体的方策】

都市開発資金融通特別会計の行う土地の先行取得事業に対する貸付けについては、土地の先行取得に対するニーズが低くなっていること等から、取得対象を真に必要なものに限定すべきである。特に財政融資資金からの借入れによる事業については、極力、その規模を縮減すべきである。

石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計におけるソーラーパネル導入促進事業については、ソーラーパネルの最低設置費が着実に低下していること等から、当該補助事業は終了することとし、その終期等について早急に検討すべきである。

農業経営基盤強化措置特別会計が有する国有農地は、戦後、自作農創設のために取得した小作地や、農地として開発し売渡すことを目的として取得した土地が大宗を占めている。現在、担い手の経営安定のための農地の売渡しという位置づけに移行しているが、自作農創設という制度発足時の積極的な意義が薄らいでいることを踏まえ、速やかに国有農地の処分を進めるべきである。

食糧管理特別会計における米の生産調整関連事業については、本特別会計の目的である「主要食糧の需給及び価格の安定を図る」側面が弱く、むしろ産地づくり対策を主眼とした事業であるため、一般会計において直接措置することとし、一般会計からの繰入れを縮減すべきである。

漁船再保険及漁業共済保険特別会計より交付される漁船保険付加保険料率適正化事業費補助金については、各漁船保険組合の自助努力による経営合理化・効率化を進めるため、縮減・廃止を行うべきである。

登記特別会計の委託先の事業について、独自事業の黒字の累積による積立金等が存在していることなどを踏まえ、同積立金等を公益目的の事業に充当することなどを検討すべきである。

特に、特別会計からの出資金や補助金、委託費等により運営されている特殊法人等や公益法人の業務のあり方や、公的宿泊施設等の設置・運営については、保険料等の財源を使って安易な事業を進めるなど本来の目的を逸しているものもあるのではないかと、その結果として大きな損失をもたらしていたり、運営が著しく不効率となっているのではないかと、といった厳しい批判があることを踏まえ、抜本的な見直しを行う必要がある。

また、同様に、独立行政法人の業務についても、予算の効率化の視点から、十分に注視していく必要がある。【資料10】

【具体的方策】

労働保険特別会計における雇用保険3事業については、以下のような事業の見直し・運営の効率化の徹底を図り、事業全体の縮減・合理化を進めていく必要がある。

特別会計から補助金等の交付を受けている特殊法人・公益法人等の業務について、自助努力を適切に求めつつ、真に必要な事業に重点化し、実績の乏しい事業や費用に比して効果が低い事業を廃止するとともに、運営の効率化を図る。

特に、雇用・能力開発機構については、以下の措置を講ずる。

- ・ 勤労者福祉施設については、引き続き、適切な資金の回収に努めつつ、早期に廃止する。その他の施設については、新規の建設は厳に抑制するとともに、既存の施設についてもそのあり方を具体的に検証し、効率的な運営を行う。
- ・ 公共職業訓練委託事業のうちIT訓練については、就職に直接結びつく訓練に重点化する観点から、廃止を含め抜本的な見直しを行う。
- ・ 16年3月の独立行政法人化に当たっては、これまでの同機構の事業運営に対する厳しい批判があることを踏まえ、業務内容全体を改めて見直すとともに、業務費を含めた経費全体の大幅な縮減など厳格な目標を設定し、予算の効率化を図る。

事業者等に対する各種助成金について、政策効果や支給実績を踏まえ、雇用維持支援・雇入れ助成から労働移動支援・ミスマッチの解消等に重点化する観点から、廃止を含めた見直しを行う。

地域求職活動援助事業について、都道府県の産業・雇用施策との連携や民間団体の活用等による当該事業のメリットを活かす観点から、都道府県の企画・立案による年次計画の事前チェック、

目標の達成状況の事後評価、次年度の計画への反映など事業スキームの見直しを行う。

厚生保険特別会計及び国民年金特別会計の設置・運営する福祉施設については、これまで、累次の閣議決定等により、既に新設の禁止措置等が講じられているが、更に、既存の施設についても、保険事業としての本来の目的を逸しているのではないかとの指摘等を踏まえ、以下の見直しを進めるべきである。

全ての施設について、独立採算による運営原則を徹底することとし、自己財源で整備費を賄い、保険料財源を投入しないことを基本とする。

累積赤字を計上し、かつ、収支改善見込みのない施設、及び、利用実態等に鑑み、保険事業としての意義に乏しい施設については、早急に廃止する。

今後も運営する施設については、一定期間を設けて合理化計画（人件費の縮減、利用料設定の見直し等）を策定し、一定期間経過後収支改善の見込みが立たない施設については、廃止する。

船員保険特別会計における保養施設等については、これまでも順次廃止等の措置を進めてきているが、今後も、経営改善状況等を踏まえつつ、更なる整理・統合を進めていくべきである。

（２）コストの縮減、事業の重点化・効率化等

特別会計の事務事業については、上記の廃止・縮減等のみでなく、コストの縮減による歳出の合理化を進めるとともに、事業評価の活用による事業の重点化や、PFIを活用した事業の効率化等を進める必要がある。

【具体的方策】

特許特別会計については、IT化やアウトソーシング等による業務の効率化に引き続き取り組む必要がある。その際、機械化に係る現行の契約形態についても、中長期的観点から費用対効果を十分勘案の

上、その取扱いを検討し、歳出の効率化を図る必要がある。

自動車検査登録特別会計については、現在、自動車保有関係手続のワンストップサービス化に向けて、ソフト開発を実施しており（17年度完成予定）、自動車ユーザー等に対し当該システムの転換を推進することにより、受付・確認事務の効率化を図り、人件費等の業務取扱費を縮減するべきである。

食糧管理特別会計における輸入麦の買い入れについては、船舶の大型化、国内配船の合理化及び在庫に係るコスト削減による効率化を進め、管理費の削減を行うべきである。

自動車損害賠償保障事業特別会計における自動車事故対策センター療養施設については、看護体制の見直し、検査受託等による収入の増加、外注経費の見直しにより運営コストの縮減等を図る必要がある。

国立病院特別会計における医療機器整備については、購入方法等の改善方策や稼動状況を踏まえ、今後、一括契約の導入や共同利用の推進等により、コストの縮減を図る必要がある。

農業共済再保険特別会計における農業災害補償の再保険業務については、引受け・損害認定・再保険金支払いの各段階において、機械化を図ること等により事務処理の合理化・効率化を更に進め、業務取扱経費の縮減を行うべきである。

治水特別会計における河川等修繕事業については、採択基準の引上げ等を行い、コストの縮減を図りつつ事業費を縮減すべきである。

道路整備特別会計における道路整備については、成果重視への転換を促進すべきである。このような観点も踏まえ、予算費目のあり方について、国道・地方道・街路といった従来の道路種別に基づく構成を見直し、渋滞解消・交通安全対策等の成果を重視した構成に改めるべきである。

地方道については地方公共団体に委ねることを基本とし、道路整備特別会計における地方道補助事業については、道路ネットワークとして高い広域的効果を有するものや交通安全上緊急性の高い事業等に重点化すべきである。

空港整備特別会計については、大都市圏拠点空港の整備に重点化を図り、投資の選択と集中を進めるとともに、P F I手法の積極的な活用を図ってコストの縮減を行う必要がある。

港湾整備特別会計については、国際競争力強化のために中枢・中核国際港湾等への事業の重点化を進め、更に、地方港湾については、新たに国と港湾管理者が連携しながら政策的に統合を進め、分散投資などの解消を図ることにより効率的・効果的な投資・運営を行い、コスト縮減を行う必要がある。

登記特別会計における登記事務のコンピューター化に係る委託事業の契約形態のあり方を見直すなどにより、委託単価の適正化等を徹底すべきである。

(3) 事務費等のあり方の見直し

特別会計の事務費等については、事務事業の見直しを前提とした特別会計毎の事業内容等と統合的な人件費、事務費等のあり方を整理し、予算計上を行う必要がある。その際、特に、職員設置のない特別会計についても、それぞれの考え方を整理し、事務費等の計上のあり方を整理する必要がある。

また、特別会計の人件費、事務費等の予算計上にあたっては、決算の状況や物価動向等を踏まえ適切に積算を行い、一般会計と同様、十分な合理化・効率化を図る必要がある。

3. 歳入・歳出を通じた構造の見直し

(1) 歳入・歳出構造の硬直性の排除

特別会計は、特定の歳入を以て特定の事業を実施する等の目的で設けられているため、不用、繰越しや多額の剰余金が恒常的に存在するなど、歳入・歳出の構造がともすれば硬直化するおそれがある。特別会計における財政規律を確保する観点からは、まずは、不要不急の事務事業の廃止・縮減等を進めることが肝要であるが、同時に、このような歳出面での合理化に併せ、予算の執行結果の状況を精査しつつ、歳入・歳出を通じた構造面の見直しを進めることが必要である。【資料11、12】

不用、剰余金等

恒常的に不用を生じ多額の剰余金が発生しているものや、積立金等の保有高が一定の合理的な限度を超えている特別会計について、その要因を精査し、繰越事業の見合い財源や中期的な事業計画等を勘案しつつ、歳出の合理化を進めるとともに、一般会計からの繰入れの減額、一般会計への納付等、国全体の財政資金の効率化の観点も踏まえ見直しを図る必要がある。

【具体的方策】

石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計においては、毎年度、一般会計から繰入れが行われる一方、歳出面で多額の不用、剰余金が発生している。

この中には、国家備蓄石油の放出を想定した費目が不用となっているケース等も見られるが、財政資金をより有効に活用するためには、同特別会計の支出状況を改めて精査し、多額の不用が発生している費目の予算計上額を抑制していく一方、歳入面において、一般会計からの繰入れの減額を進め、不用、剰余金の削減を進める必要がある。

電源開発促進対策特別会計は、毎年、多額の不用、剰余金が発生している。また、電源開発促進税の税収全額が直入される仕組

みになっている結果、歳出が十分合理化されずに肥大化しているのではないかと、この批判が見られる。

不用、剰余金を削減し、歳出合理化を進めるためには、これまでの支出状況を精査し、電源立地の進捗状況等に見合った歳出計上に努める必要がある。

農業経営基盤強化措置特別会計においては、農業改良資金の借入れが低調であることを主因として、多額の不用、剰余金の発生が見られる。14年度以降は一般会計からの繰入れを停止し、農業改良資金の貸付方式の改善による資金需要の増大等を見込んでいくところであるが、経営感覚に優れた農業者を育成するという基本的方向を踏まえ、財政資金の有効な活用を図る観点から更に徹底した見直しを進めるべきである。

特定財源

特定財源については、歳出構造の見直しの結果を踏まえ、そのあり方について検討が必要である。その際、国全体の厳しい財政事情の下で、財政資金の有効な活用を図るとの観点を踏まえた検討が必要である。

道路特定財源の用途については、全て道路整備に充てるのではなく、納税者の理解の得られる範囲内で行える限り柔軟に対応していく必要がある。

借入れ

財政融資資金からの借入れを始めとする特別会計の借入れについては、事業の肥大化を招き、財政規律を損なうおそれがあることから、各特別会計の将来の収入に見合った範囲で行われることが基本であり、各特別会計の性格を踏まえつつ、借入れの縮減を図る必要がある。また、既存の借入れについても、歳出の削減、処分対象資産の早期処分等により、縮減すべきである。

【具体的方策】

特定国有財産整備特別会計の借入金については、処分対象資産の早期処分、整備費の圧縮を図ってきているところであるが、引き続きその取組みを継続することにより、借入金残高の縮減を図る必要がある。

空港整備特別会計の所有する名古屋空港や羽田空港の跡地等については、当初の予定通り、地方公共団体等に対する早期かつ適正な売却に努め、特別会計借入の縮減を図る必要がある。

国営土地改良事業特別会計については、事業費の都道府県負担分を財政融資資金からの借入れにより立て替えてきたことなどにより、多額の借入金残高を抱えている。平成11年度以降の新規地区から、都道府県負担分について当該年度毎に支払われる方式へと変更されているが、既存事業の負担金の回収を適切に進め、借入金残高を着実に縮減していくことが必要である。

手数料等

手数料や使用料等については、歳出の削減、合理化等を進めると同時に、受益者と国民全体の負担のバランスにも配慮しつつ、適正な利用者の負担や受益者の負担を求めるなどの見直しが必要である。

【具体的方策】

空港整備特別会計における土地・建物等使用料については、ターミナルビル会社など空港内事業の独占的地位等に基づく高い収益性に鑑み、収益性を反映した適正な水準に改める必要がある。

登記特別会計については、16年度からオンラインによる登記申請の運用が開始されることに伴い、手数料などにつき、受益者の適正な負担のあり方を検討すべきである。

(2) 特別会計の財務の健全性の確保

他方、特別会計の財務の健全性が損なわれるおそれのあるものについては、将来の国民負担を未然に回避する観点から、適切な対応を図る必要がある。

多額の繰越損失等

多額の繰越損失や毎年度赤字を計上する事業等については、収支の健全化を図る必要がある。

【具体的方策】

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済事業については、漁獲量の減少等により多額の繰越損失を計上していることから、国と連合会との責任分担割合の変更などの制度改正を踏まえた収支改善策を着実に実施すべきである。

国有林野事業特別会計の国有林野勘定については、引き続き、10年度の抜本的改革に基づく民間委託の推進、組織・要員の合理化・縮減などに取り組み、適切かつ効率的に管理経営する体制の確立に努め、財政の健全化を着実に実施すべきである。

食糧管理特別会計については、早急に収支の健全化を図るため、特に、コストプール方式の観点から、内麦振興策、外麦調達のあるり方等、麦政策の根本的な見直しを進めるべきである。

国民年金特別会計における保険料収納状況の悪化に鑑み、国民年金法に基づく強制徴収の実施等の厳格な収納対策を15年度から直ちに実施すべきである。

融資・出資事業

融資・出資事業については、案件の選定が濫に行われると、結果として国民負担につながるおそれがあるため、規模を縮減するとともに、融資・出資の打切りを含めた対象案件の厳

格な選定、見直しが必要である。

【具体的方策】

産業投資特別会計・社会資本整備勘定の行うNTT無利子貸付事業については、原資となるNTT株式売却収入が今後枯渇する可能性もあり、Aタイプ（収益回収型公共的建設事業）・Cタイプ（民間資金活用型施設整備事業）に限定することに加えて、今後採択する融資案件については、対象分野のスクラップを積極的に進め、都市再生、放送のデジタル化等の分野へ限定すること等により、一般会計からの繰入規模を大幅に縮減し、限られた資金を効率的に活用していく方策をとるべきである。

財政融資資金特別会計については、今後とも、財投改革の趣旨を踏まえ、財政融資資金の対象分野・事業の重点化を進めていく必要があり、この一環として、近年、財投計画に占める割合が増加してきている地方向け財政投融資の縮減等に努めていく必要がある。

産業投資特別会計・産業投資勘定から研究開発法人への出資については、これまでの出資に見合う国庫納付等のリターンが得られておらず、収益性の乏しい出資が行われているのではないかとの指摘が見られる。

このため、個別プロジェクトに対する外部有識者による事業性評価の導入など、これまでの努力の成否等を見極めつつ、出資先及び出資額について厳しく精査していく必要がある。

4. 説明責任（アカウンタビリティ）の強化

（1）特別会計の分かり易い説明

財政全体としての総覧性を確保し、国民的視点に立ってガバナンスを強化するとの観点を踏まえ、予算や決算の説明に際しては、一般会計の説明に偏ることなく、特別会計についても国民に対して分かり易い説明を工夫し、説明責任（アカウンタビリティ）の強化を図る必要がある。

【具体的方策】

毎年度の予算の説明に際し、特別会計の姿についても十分な説明を行う必要がある。

一般会計、特別会計を通じた国全体の財政状況や特別会計の歳出の内容について、新たな資料を作成するなど、分かりやすい説明を行うための方策を講じるべきである。

「公会計に関する基本的考え方」（平成15年6月30日 財政制度等審議会）を踏まえ、一般会計及び特別会計等を通じた省庁別の事業コストや資産及び負債の状況を明らかにし、行政府の説明責任（アカウンタビリティ）を高めつつ財政の効率化・適正化を促すため、企業会計的手法を活用し、全ての省庁を対象とする省庁別財務書類の作成に向けて、具体化の検討を進めるべきである。

各特別会計の性格に応じた財務情報の開示を進めるため、歳入歳出の構造を可能な限り明確にするなど、特別会計毎の財務情報の充実を図る必要がある。

（2）新たな特別会計財務書類について

全ての特別会計を対象として作成される「新たな特別会計財務書類」について、特別会計の事業内容や財務内容の更なる分

析を可能とするため、省庁別財務書類の検討等を踏まえつつ、開示の充実を図ることを検討すべきである。

【具体的方策】

業務別のセグメント毎に業務費用等の表示を検討すべきである。

附属明細書等において、更に詳細な計数を開示する他、特別会計固有の事情等を解説することを検討すべきである。

5. 特別会計として区分経理を行う必要性の点検

(1) 特別会計の設置

特別会計を新たに設けることについては、財政全体の総覧性が阻害されやすい等の問題点を踏まえ、引き続き、抑制的に考えていくべきである。

(2) 既存の特別会計の取扱い

また、既存の特別会計についても、その必要性について常に検討を加えていくことが基本である。その事業内容について、社会経済情勢の推移等を踏まえ、不断に見直しを進めていく過程において、

特別会計で行う事務事業について、本来の目的を概ね達成している、あるいは、国として事業を行う必要性が乏しくなっているなど、事務事業を廃止すべきもの、

特別会計で行う事務事業について、独立行政法人化すべき、あるいは、事業の民営化・民間委託を行うべきなど他の事業形態の方が効率的であるもの、又は、一般会計からの繰入れ比率が高く、特に区分経理の必要性が乏しいものなど、運営主体を見直すべきもの、

のいずれかに該当するものについては、そもそも特別会計として区分経理を行うこと自体を見直す必要がある。

【具体的方策】

登記特別会計の主要業務である登記事務の抜本の見直しの中心となるコンピューター化事業は、19年度末迄に完了する見込みであるが、これを機に特別会計のあり方等の検討を行うことが必要であり、登記制度を取り巻く諸情勢を勘案しつつ、特別会計の廃止を含めた検討を行うべきである。

国有林野事業特別会計の治山勘定については、一般会計で行われている森林整備事業と治山事業の事業計画統合の進捗状況を踏まえたあり方の見直しを行う必要がある。

石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計については、その歳出対象が設置当初に比べて拡充されてきたが、これにより、電力の安定供給確保を目的とする電源開発促進対策特別会計との間で区分が曖昧になっているとの指摘がある。

両会計の区分については、本年10月に施行された制度改正において、平成19年度までかけて順次整理することとしたところであるが、今後のエネルギー政策のあり方全体の議論の中で、更に、幅広い検討を進めていく必要がある。

地震再保険特別会計については、地震保険の特殊性から、現状では国の再保険制度を前提として運営されているが、中長期的には、民間保険会社の支払能力等の状況を勘案しながら、国による再保険制度の見直しを行っていく必要がある。

森林保険特別会計については、民間会社の取り組みが低調な分野を対象として運営が行われているが、果たして国による現行方式が中長期的にも合理的・効率的であるかの基本的な検討が必要である。

船員保険特別会計については、被保険者数（8年度：99千人、14年度：70千人）等の推移を踏まえ、今後、独立した保険事業としての必要性を検討すべきである。

結 び

特別会計小委員会においては、社会経済情勢が変化する中で特別会計を巡る様々な指摘や批判を踏まえ、基本に立ち戻って幅広い審議を行い、特別会計の見直しについての基本的な考え方を示すとともに、具体的な見直し方策について可能な限り提言を行った。

特別会計については、固有の財源の有無に関わらず国全体の歳出の合理化、効率化に向けて着実な見直しを進めるべきであり、まず、今回の報告書に盛り込まれた具体的な見直し方策について、速やかな対応が執られることを期待する。

更に、特別会計については、今回示した見直しの基本的考え方を踏まえ、今後の社会経済情勢の変化等に適切に対応するため、必要な方策の具体化について、不断の努力を重ねていくことが求められる。

また、特別会計に対するガバナンスを強化するためには、予算におけるプラン・ドゥー・シー（チェック・アクション）を通じて、予算執行の適正化を図りつつ、予算執行調査を実施し、それらの結果を的確に予算に反映するなど、一般会計と同様に、予算の合理化、効率化に向けた取組みが求められる。

財政制度等審議会においては、国民的視点に立ったガバナンスを強化する観点から、着実かつ的確なフォローアップを進めていくこととしたい。

財政制度分科会 歳出合理化部会 名簿

| | | |
|--------|-----------|----------------------|
| ＜委員＞ | 井上 礼之 | ダイキン工業(株)代表取締役会長兼CEO |
| | 岡部 直明 | (株)日本経済新聞社取締役論説主幹 |
| | 貝塚 啓明 | 中央大学法学部教授 |
| | 幸田 真音 | 作家 |
| | 笹森 清 | 日本労働組合総連合会会長 |
| | 佐瀬 守良 | (株)中日新聞社(東京新聞)論説委員 |
| | 柴田 昌治 | 日本ガイシ(株)代表取締役会長 |
| | 島田 晴雄 | 慶応義塾大学経済学部教授 |
| | 田近 栄治 | 一橋大学大学院経済学研究科長 |
| | 立石 信雄 | オムロン(株)相談役 |
| | 寺尾 美子 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| | 中村 桂子 | (株)JT生命誌研究館館長 |
| | ◎ 西室 泰三 | (株)東芝取締役会長 |
| | 野中 ともよ | ジャーナリスト |
| | 本間 正明 | 大阪大学大学院経済学研究科教授 |
| | 松井 義雄 | (株)読売新聞東京本社取締役副社長 |
| ＜臨時委員＞ | 井堀 利宏 | 東京大学大学院経済学研究科教授 |
| | 岩崎 慶市 | (株)産業経済新聞社論説副委員長 |
| | 奥田 碩 | トヨタ自動車(株)取締役会長 |
| | 北城 恪太郎 | 日本アイ・ビー・エム(株)代表取締役会長 |
| | 木村 陽子 | 地方財政審議会委員 |
| | 河野 栄子 | (株)リクルート代表取締役会長兼CEO |
| | 小林 実 | (財)地域活性化センター理事長 |
| | 玉置 和宏 | (株)毎日新聞社特別編集委員・論説委員 |
| | ○ 富田 俊基 | (株)野村総合研究所研究理事 |
| | 糠谷 真平 | 独立行政法人国民生活センター理事長 |
| | 水城 武彦 | 日本放送協会解説委員 |
| | 宮本 勝浩 | 大阪府立大学経済学部長 |
| | 望月 薫雄 | 住宅金融公庫総裁 |
| | 山口 剛彦 | 独立行政法人福祉医療機構理事長 |
| 保田 博 | 関西電力(株)顧問 | |
| ＜専門委員＞ | 秋山 喜久 | 関西電力(株)代表取締役会長 |
| | 五十畑 隆 | (株)産業経済新聞社客員論説委員 |
| | 石 弘光 | 一橋大学学長 |
| | 今井 敬 | 新日本製鐵(株)相談役名誉会長 |
| | 竹中 ナミ | (社福)プロップ・ステーション理事長 |
| | 田中 豊蔵 | 元(株)朝日新聞社論説主幹 |
| | 俵 孝太郎 | 評論家 |
| | 三木谷 浩史 | 楽天(株)代表取締役社長 |
| | 水口 弘一 | 中小企業金融公庫総裁 |
| | 吉野 良彦 | (財)トラスト60会長 |

(注)◎は部会長、○は部会長代理

財政制度等審議会 財政制度分科会

歳出合理化部会 特別会計小委員会メンバー

- | | |
|--------|----------------------|
| 井堀 利宏 | 東京大学大学院経済学研究科教授 |
| 岩崎 慶市 | (株)産業経済新聞社論説副委員長 |
| 岡部 直明 | (株)日本経済新聞社取締役論説主幹 |
| 貝塚 啓明 | 中央大学法学部教授 |
| 河野 栄子 | (株)リクルート代表取締役会長兼 CEO |
| 佐瀬 守良 | (株)中日新聞社(東京新聞)論説委員 |
| 田近 栄治 | 一橋大学大学院経済学研究科長 |
| 玉置 和宏 | (株)毎日新聞社特別編集委員・論説委員 |
| ◎富田 俊基 | (株)野村総合研究所研究理事 |
| 西室 泰三 | (株)東芝取締役会長 |
| 本間 正明 | 大阪大学大学院経済学研究科教授 |
| 水城 武彦 | 日本放送協会解説委員 |
| 宮本 勝浩 | 大阪府立大学経済学部長 |

◎ 小委員長

審 議 経 過

○ 財政制度等審議会 財政制度分科会 歳出合理化部会 特別会計小委員会

| | | |
|------|--------------|---|
| 第1回 | 15年 4月14日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員紹介 ・ 特別会計について ・ 予算執行調査の対象とした特別会計の事業について ・ フリーディスカッション |
| 第2回 | 4月24日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別会計について ・ 各省からのヒアリングの進め方 ・ 厚生労働省からのヒアリング (厚生保険特別会計、国民年金特別会計) |
| 第3回 | 5月12日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省からのヒアリング (道路整備特別会計、治水特別会計、空港整備特別会計) ・ 国土交通省、財務省からのヒアリング (自動車損害賠償保障事業特別会計、特定国有財産整備特別会計) |
| 第4回 | 5月22日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産省からのヒアリング (森林保険特別会計、漁船再保険及漁業共済保険特別会計、食糧管理特別会計) ・ 経済産業省からのヒアリング (特許特別会計、電源開発促進対策特別会計、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計) |
| 第5回 | 6月2日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法務省からのヒアリング (登記特別会計) ・ 文部科学省からのヒアリング (国立学校特別会計) ・ 厚生労働省からのヒアリング (国立病院特別会計、労働保険特別会計) ・ 財務省、厚生労働省からのヒアリング (産業投資特別会計) |
| 第6回 | 6月30日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 15年度予算執行調査結果について (18特別会計 20事業) |
| 第7回 | 7月25日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな特別会計財務書類について |
| 第8回 | 10月3日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別会計の見直し(論点整理)について |
| 第9回 | 10月15日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別会計の見直し(骨子案)について |
| 第10回 | 10月27日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別会計の見直し(素案)について |
| 第11回 | 11月10日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別会計の見直し(報告書)とりまとめ |

○ 財政制度等審議会 財政制度分科会 歳出合理化部会及び財政構造改革部会 合同部会

| | |
|-----------|-----------------------|
| 15年11月13日 | ・ 特別会計小委員会からの報告・とりまとめ |
|-----------|-----------------------|

○ 財政制度等審議会 財政制度分科会、歳出合理化部会及び財政構造改革部会 合同会議

| | |
|-----------|----------------------|
| 15年11月26日 | ・ 特別会計の見直し(報告書)とりまとめ |
|-----------|----------------------|